

白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル 募 集 要 項

I 一般事項

1. 目 的

白井市では、現庁舎の旧耐震基準による耐震強度の不足、老朽化等の理由により、庁舎整備事業を進めており、平成26年度には基本設計を行い、現庁舎の減築改修及び減築により減少する面積を確保するため新築棟の増築を行い、さらに保健福祉センターと渡り廊下で繋ぎ3棟を一体にする事業手法を決定した。

工事の施工順序においては、新築棟を完成させ、その後、減築改修棟の工事を行うローリング計画を策定することから、工事中の施工計画、仮設計画等により工期短縮が可能なことや来庁者、職員等への安全性の確保に大きく影響すること、減築工法の実績が極めて少ないことなどから、市、実施設計事業者（以下、「設計者」という）と協働し、施工者の立場から高度な技術等提案及び技術支援を行い確実な工事施工に結び付けていくことを目的に実施設計技術支援者を公募型プロポーザル方式にて選定するもの。

2. 用語等の定義

- (1) 白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）とは、本プロポーザルにおいて、事業者を評価し、選定する組織。
- (2) 実施設計技術支援とは、前記「1. 目的」を果たすために実施設計時において、市、設計者と協働し、高度な技術提案、VE提案及び施工計画を実施設計に反映させるための実施設計技術支援者（以下、「施工予定者」という。）による技術支援業務。
なお、施工予定者とは、実施設計段階において、市及び設計者へ技術支援をするとともに実施設計完了後は、庁舎整備事業に係る建設工事の見積徴取を行い、市の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。
- (3) 白井市庁舎整備実施設計技術協議会（以下、「三者協議会」という。）とは、市、設計者、施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提起される技術提案等の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させていく組織。

3. 工事請負契約締結までの過程

- (1) 公募型プロポーザル方式にて市が定める参加条件を満たす者から技術提案を受け、選定委員会が評価基準に基づいた審査を実施し、評価点の最も高い者を第1施工予定者として選定する。
- (2) 市は、施工予定者と実施設計技術支援業務委託契約を締結するとともに、市、施工予定者、設計者の3者と実施設計における三者協議の協定書を締結する。
- (3) 実施設計期間中は、三者協議会にて市及び設計者と協働して、技術提案を基に工法や仕様等について協議を行う。
- (4) 市は、実施設計完了後に施工予定者から見積を徴取し、市が決定する工事予定価格の範囲内であれば、市は契約相手方として工事に関する契約条件等を確認し、これが整った場合に限り、施工予定者と工事請負契約を締結する。ただし、工事請負契約は、白井市議会において、工事請負契約の締結が可決された場合のみ効力を持つものとし、否決された場合は、その効力を失う。
議会の可決を得られないとき、市は損害賠償の責は負わないものとする。
- (5) 市は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に工事の請負契約について交渉を行うこととする。

4. 業務の概要

本業務の施工予定者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案のあった事項等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

実施にあたっては、工事の施工内容等に精通し、工法等について協議・合意ができる者を出席させるものとする。

- (1) 業務名称
白井市庁舎整備実施設計技術支援業務委託
- (2) 業務委託料の限度額
4,700,000円(税抜き)
- (3) 履行期間
契約締結の翌日から平成28年3月25日まで
- (4) 業務内容
 - ① 設計全般に対する技術検証
 - ② 技術提案及びVE提案
 - ③ 総合施工計画の検討、提案及び作成
 - ④ ローリング計画の策定及びローリング計画に付随する仮設計画
 - ⑤ 工事工程の検討及び提案、工程表の作成
 - ⑥ コスト管理支援

- ⑦ 技術提案したものの図面及び資料等の作成
 - ⑧ 三者協議会への出席（月 1～2 回程度開催）
- (5) 業務の配置技術者
一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者とする。
- (6) 支払い条件等
- ① 契約保証金：10%以上
ただし、白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 139 条第 4 項の免除等の規定を満たす場合はこの限りでない。
 - ② 支払い条件：完了一括払い
 - ③ 前金払い：なし
 - ④ 部分払い：なし
- (7) 業務の成果物
業務が完了したときは次の成果物を提出すること。
- ① 技術検証資料
 - ② 技術提案書及び V E 提案書
 - ③ 提案に関する成果物（総合施工計画、工事工程表等）
 - ④ 技術提案による図面
 - ⑤ その他調査職員の指示するもの
- ※上記の成果物は、電子データとしても提出すること。
なお、データ形式及び提出形状等は調査職員と協議とする。ただし、図面データ形式は P D F 形式、D W G 形式、J W W 形式の 3 形式での提出とする。

5. 工事の概要（平成27年3月の白井市庁舎整備基本設計より）

(1) 工事の規模

- ① 新築棟（渡り廊下を含む） 建築面積：1,717.55 m²
延べ床面積：4,660.46 m²
構 造：鉄骨造地上4階建て
- ② 減築改修棟 建築面積：1,518.60 m²（改修前1,786.89 m²）
延べ床面積：5,876.19 m²（改修前8,997.03 m²）
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階
地上4階建て（改修前8階建て）
耐震改修方法：減築により軽量化を図り耐震性能を確保する
- ③ その他の工事概要 保健福祉センター昇降機の改修

(2) 敷地の条件

- ① 建築場所 千葉県白井市復1123
- ② 敷地条件 敷地面積：25,210.05 m²
用途地域：第一種中高層住居専用地域
地域地区：第二種高度地区

(3) 参考概算事業費

平成27年3月 基本設計（案）で示した庁舎整備概算事業費より
4,086,756千円（税抜き）

※概算見積による見積価格は、基本設計で示している庁舎整備概算事業費を超える場合は、価格評価点の採点対象とならないことに留意し、当該概算事業費を下回る見積価格となるように努めること。

6. 施工予定者選定の概要

(1) 選考方式

本業務においては、企業の高度な技術を設計に反映させるとともにV E ((Value Engineering)バリュー・エンジニアリング「品質を下げないでコストを低減する代替案を提案する」「コストを上げないで品質がより以上のものを求める」方法、以下「V E」という。)提案を求め、価格と価格以外の要素で、総合的に評価して、施工予定者を公募型プロポーザル方式にて選定する。

(2) 白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定委員会

公募型プロポーザル方式の採用に伴い、参加者の評価を公平円滑に進めるため、また、白井市及び設計者と協働する者を選定するため、学識経験者を含む委員で構成する選定委員会にて施工予定者を選定する。

なお、選定委員会は、会議の公平性及び秘密性を確保するため、非公開とする。

(3) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに白井市ホームページに公表する。

なお、公表においては、評価点の最も高い者(第1施工予定者)と次点者(第2施工予定者)の名称及び評価点を公表する。

その他の参加者については、名称のみの公表とする。

7. 実施スケジュール

実施スケジュールは次表のとおりとする。

区 分	項 目	日 程
募集要項等公表		平成 27 年 4 月 6 日 (月)
参加資格審査	質疑受付開始	平成 27 年 4 月 6 日 (月)
	質疑提出期限	平成 27 年 4 月 10 日 (金)
	質疑回答期限	平成 27 年 4 月 16 日 (木)
	参加表明書提出期限	平成 27 年 4 月 30 日 (木)
	参加資格審査結果発表	平成 27 年 5 月 1 日 (金)
技術等審査	資料等配布日	平成 27 年 5 月 7 日 (木)
	質疑受付開始	平成 27 年 5 月 7 日 (木)
	質疑提出期限	平成 27 年 5 月 19 日 (火)
	質疑回答期限	平成 27 年 6 月 1 日 (月)
	技術等提案書提出期限	平成 27 年 6 月 12 日 (金) 正午
	ヒアリング	参加表明審査結果通知に記載
	最終審査結果発表	平成 27 年 6 月下旬

(1) 参加表明書、技術提案書等の提出物は、上記の日程で時間の記載のないものは、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に事務局窓口までに提出す

ること。

- (2) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに市ホームページに掲載する。

8. 参加資格等

本プロポーザルの参加者は、単体企業とし、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者。
- (3) 平成26・27年度白井市建設工事等入札参加適格者名簿に「建築一式工事」で登録があり、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者。
- (4) 元請負人として完了した日本国内の工事であって、国又は地方公共団体等^{*}が発注した工事で過去10箇年（平成17年度から平成26年度の間）に延べ床面積4,000㎡以上の新築工事の完了実績を有し、又は、延べ床面積5,000㎡以上の耐震改修工事の完了実績を有する者。

※国又は地方公共団体等とは次のとおりとする。

- ① 国：省庁及び独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関）
- ② 県：都道府県並びに都道府県が設立した道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び地方独立行政法人
- ③ その他：市町村及び地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、平成26・27年度白井市入札参加適格者名簿に登録されている者であって、参加表明書の提出日から本件工事の落札決定までの間、請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (7) 建設業法に基づく営業停止処分期間中でない者。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のう

- ち、建築一式工事の特定建設業許可を受けている者。
- (9) 千葉県内に本社（本店）又は支社（支店、営業所等）がある者。
- (10) 経営事項審査の「建築一式」での総合評定値が1,600点以上である者。
- なお、この場合の総合評定値は入札参加資格審査申請を行った際の審査基準日における総合評定値とする。
- (11) 参加表明書の提出日から「白井市入札に係る暴力団対策措置要綱」に基づく排除措置を受けていない者。
- (12) 次の基準を満たす技術者を配置できる者。
- 一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者とする。
- (13) 施工予定者選定及びその後の実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者。
- (14) 工事の設計者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者。
- ・設計者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ・代表権を有する役員が当該設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。

9. 事務局

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市総務部管財契約課庁舎建設準備室

T E L 047-492-1111（内線 3341、3342）

F A X 047-491-3510

Email chousha-junbi@city.shiroi.chiba.jp

白井市ホームページ <http://www.city.shiroi.chiba.jp>

II 参加表明

1. 参加資格審査

庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル参加表明書等作成要領（以下「作成要領」という。）により作成した提出書類に基づいて参加資格審査を行い、技術等審査に進む者を選定する。

2. 質疑応答

(1) 提出期間

「I 一般事項 7. 実施スケジュール」の該当する期間内に電子メールにて事務局に送付すること。

(2) 提出方法

質疑書（様式13）に記載のうえ、事務局へWord形式で送信すること。

電子メールの件名は、「【〇〇】白井市庁舎整備実施設計技術支援業務委託（質疑書）」としてください。（【〇〇】は、社名を記載）

また、送信後、事務局に電話連絡すること。

(3) 質疑に対する回答

「I 一般事項 7. 実施スケジュール」の該当する期限内に電子メールにて回答する。

(4) その他

質疑への回答は、本募集要領の細部説明及び補完する内容のものに限るため、全ての質疑事項に回答できるとは限らない。

3. 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、「I 一般事項 7. 実施スケジュール」の期限までに書面にて参加者それぞれに通知する。

なお、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

Ⅲ 技術等審査

1. 技術等審査

作成要領により作成した技術等提案書を基に選定委員会が下記「4. ヒアリング審査」のとおり審査を行い、施工予定者を選定する。

2. 図面等資料の配布方法等

白井市庁舎整備基本設計（案）等の本プロポーザルに関する資料は、別添「プロポーザル資料等一覧」によるものとし、DVD-Rにて配布する。

配布を希望する者は、秘密保持に関する誓約書（別紙「様式4」）に記入し、事前に電話等で事務局に配布希望を伝え、誓約書及び未使用のDVD-Rを1枚持参すること。

配布資料のデータを登録したDVD-Rと交換とする。

配布期間は、「Ⅰ 一般事項 7. 実施スケジュール」の日時からとする。

配布場所は、事務局窓口とする。

3. 質疑応答

(1) 提出期間

「Ⅰ 一般事項 7. 実施スケジュール」の該当する期間内に電子メールにて事務局に送付すること。

(2) 提出方法

「Ⅱ 参加表明審査 2. 質疑応答」と同様に提出すること。

(3) 質疑に対する回答

「Ⅰ 一般事項 7. 実施スケジュール」の該当する期限内に電子メールにて回答する。

(4) その他

質疑への回答は、本募集要項の細部説明及び補完する内容のものに限るため、全ての質疑事項に回答できるとは限らない。

4. ヒアリング審査

提出された技術等提案書に基づいて、プレゼンテーションを行い、その後、選定委員によりヒアリングを行う。

評価点の最も高い者を第1施工予定者を選定し、次点者を第2施工予定者を選定する。

(1) 実施日及び実施場所は、参加表明書審査結果通知書により通知する。

(2) 実施方法

選定委員によるヒアリング形式（非公開）とする。

プレゼンテーション時間を20分以内とし、ヒアリング（提案に関する質疑・応答

等)を25分程度とする。

なお、プレゼンテーションは、プロジェクターを使用し、技術等提案書の内容に沿って行うこと。(プロジェクター、スクリーンは市が用意するが、パソコンは、参加者が用意すること。)

出席者は、5名以内とし、必ず監理技術者となる者が同席すること。

IV 施工予定者選定結果通知

1. 施工予定者選定結果は、平成27年6月下旬に書面にて参加者それぞれに通知するとともに白井市ホームページに掲載する。

なお、施工予定者選定に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

2. 市長は、第1施工予定者となった者から「白井市庁舎整備実施設計技術支援業務委託」の見積書の徴取を行う。

なお、第1施工予定者に事故等があり徴取が不可能となった場合は、第2施工予定者から見積書徴取の相手方とする。

V その他

1. 失格条項

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があった場合。
- (2) 応募資格、要件がない場合。
- (3) 提出物の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合。
- (4) 選定委員又は本プロポーザルの関係者に直接又は間接を問わずに接触した場合。
または、接触を求めた場合。
- (5) 契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
- (6) その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2. プロポーザルへの参加者数及び評価点の下限

参加者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

なお、参加者の評価点が別途定める審査要領により6割を超えなかったときは、契約を締結しない。

3. 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」を提出すること。

4. 公表・非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表及び非公表とする範囲は、下記のとおりとする。

(1) 事後公表の範囲

- ① 選定委員の氏名
- ② 参加表明書及び技術等提案の参加者の名称
- ③ 審査結果の講評
- ④ 第1施工予定者、第2施工予定者の得点
- ⑤ 審査要領「3. 評価項目(6) 価格項目①VE提案」の別途市が決定する額

(2) 非公表

- ① 参加表明書(添付する資料等を含む)
- ② 技術等提案書(添付する資料等を含む)
- ③ 概算見積額

5. 建設予定地等の現地視察等

事務局が開催する現場説明会は開催しない。

各応募者の現地視察は自由とするが、事前に事務局へ連絡すること。

現地視察は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

なお、減築改修工事を行う現庁舎及び一部改修工事のある保健福祉センターの視察に関しては、入場のできない場所(部屋)等がある。